

平成18年5月26日

企業会計基準委員会 御中

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」
公開草案についての意見

石油連盟 税制・財務委員会

広く報道されているように、原油価格はここ数年著しい高騰を続けており、石油業界は棚卸資産評価方法によって見かけ上の損益が大きく影響を受けている。すなわち、原油価格が高騰すると総平均法採用会社では受入原油価格よりも会計上の売上原価に含まれる払出原油価格の上昇が遅れるため在庫評価の影響が決算上の利益を大きく膨らませている。

加えて、エネルギー安定供給確保のための民間石油備蓄も義務付けられており、市況の著しい変動が石油各社の収益に極めて大きな影響を与えている。

このような現状において低価法が強制適用となると、市況下落時にさらなる影響拡大要因となり、極端な損益の変動によって投資家の企業に対する収益力の実態把握が極めて困難となることが懸念される。

以上の理由により、石油業界として棚卸資産の低価法強制適用に対しては慎重な対応が必要であると考えている。

なお、公開草案に対する実務面からの具体的な意見は以下の通りである。

- (1) 市場の存在しない半製品については、時価の算定を期末月の受入コスト等に基づくものとする等、半製品への低価法の適用は簡便な計上方法が可能であることを明確にすべきである。なお、簡便な計上方法について、石油業界としての考え方を業界内で検討することとしたい。
- (2) ① 薬品等副資材については、原材料等と異なり、その時価変動と製品販売価格との密接な相関はみられず、資産の時価低下が収益性の低下に直接結びつかない。このような場合は、低価法の対象とする必要性が乏しく、低価法の対象資産から除外するよう取扱われたい。
- ② また、薬品等副資材は、極めて多品目にわたることから時価の把握と時価が下回るかどうかの判断にかなりの事務労力を要する一方、金額的にも重要性が極めて低いため、事務労力を回避する措置を求めたい。

以上